

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会契約事務取扱規程第 5 条の規定により公告する。

入札参加者は、この公告のほか、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

2024年11月22日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
事務総長 石毛 博行

記

1 発注の内容

業 務 名 称	2025 年日本国際博覧会 携帯型ガス検知器購入
業務所管所属	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 運営基盤調整統括室
業 務 種 別	携帯型ガス検知器の納品
履 行 場 所	別紙仕様書のとおり
納品期限	2025 年 4 月 11 日
入札保証金	免除
落札方式	一般競争入札
予定価格の公表	事前公表 入札書比較予定価格：18,690,000円（税抜き）
最低制限価格の公表	最低制限価格制度の採用なし
支払い条件	業務終了後に一括して支払い
契約不適合責任期間	設定あり

2 入札手続き及び発注スケジュール

(1) 入札説明書等交付	交 付	2024 年 11 月 22 日（金）から
	交付方法	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会ウェブサイト（以下「協会ウェブサイト」という。）により行う。 （アドレス https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/ ）
(2) 質問	受付期間	2024 年 11 月 22 日（金）から 11 月 29 日（金）午後 4 時まで
	質問方法	電子メール（アドレス keiyaku@expo2025.or.jp）により行うこと。 ※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可 ※電子メール表題に「【質問】2025 年日本国際博覧会 万博交通アクセス広報チラシ及びポスター印刷及び配送業務委託」と記載すること。また質問は「質問票」（様式 2）に記載して添付すること。 ※質問内容には、入札参加者名を特定できる内容を記載してはならない。 ※質問内容に入札参加者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。 ※質問回答は、協会ウェブサイトにより行う。 ※受付期間以外に登録された質問に対する回答は行わない。 ※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。 ※1 つの質問内容欄に入力する質問は 1 つとする。
	回答期日	2024 年 12 月 5 日（木）

(3) 入札 ※指定日時までに到着するように郵送すること。	入札日時	2024 年 12 月 11 日（水）午後 4 時 必着
	入札方法	郵送 ※提出書類は郵送するものとし、持参又は電送は認めない。
	入札回数	1 回
	提出先	「6 手続き先・問合せ先」を参照
	留意事項	ア. 郵送以外による入札（持参、電送）は認めない。 イ. 入札書は封筒に入れ、封筒に封印、封かんし提出すること。 ウ. 入札書には、消費税及び地方消費税を加算する前の額を記載すること。 エ. 特定記録等の配達状況を追跡できるもので郵送すること。 オ. 落札者は、落札候補者の資格審査後に決定するため、入札時点では、落札候補者の決定を行う。 カ. 一度受理された封書の引換、変更または取り消しはできない。 キ. 入札にあたっては、納入物品に応じた契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）に発注予定数量を乗じて得た額の総額を入札書に記載すること。 ク. 契約金額は、入札内訳書に記載された単価に発注予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。 ケ. 契約書に添付する契約内訳書に記載する単価は、入札単価内訳書に記載の単価とする。 コ. 入札金額と入札単価内訳書の金額が一致しない入札は無効となるので注意すること。 サ. 入札書の受付期間中に、電子メールにて「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」（様式 12-1）を提出すること。

	入札の無効	入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書又は入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。 次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ・ 期限までに到達しなかった封書 ・ 封書が2通以上のとき。 ・ 入札書に記名押印がないとき。 なお、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入 札書は無効とする。また、無効の入札書を提出した者を落札者 としていた場合には落札決定を取り消す。
	落札候補者の決定方法	予定価格の範囲内の価格をもって入札書を提出した者の中から最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。 落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより、落札候補者及び次順位者を決める。
(4) 開札	開札日時	2024 年 12 月 13 日 (金) 午前 10 時
	開札場所	大阪市住之江区南港北 1 丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会 ※リモート (ZOOM) により開札を行う。 なお、参加は任意とする。 ※詳細は、「持続可能性の確保に向けた取組状況について (チェックシート)」を協会に送付した担当者にメールにて案内を行う。
	留意事項	落札となるべき同価の入札が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定することとし、くじは、協会職員が行うものとする。 なお、くじ番号は協会が資格者に対し任意に付与するものとする。
(5) 落札候補者の提出書類	事後審査資料提出期限	落札候補者になった通知を受けた日の翌々営業日の午後4時まで
	提出方法	郵送または持参により提出すること。

	留意事項	ア. 資格審査は落札候補者にのみ開札後実施する。 イ. 落札候補者には開札後 5（2）の審査資料を提出するよう協会から電話又はメールにより通知する。 ウ. 通知を確認しなかったことによる、落札候補者が被った損失について協会は一切の責めを負わない。 エ. 資格審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出したほかの者のうち、次順位者に対し改めて資格審査を行う。
（6）落札決定	書類審査	2024年12月下旬（予定） 落札候補者の事後審査により、資格確認後、速やかに落札決定を行う。
（7）入札結果	公表時期	2024年12月下旬（予定）
	公表方法	落札決定後、入札参加者名・入札状況及び入札結果については協会ウェブサイトにて公開する。
（8）契約締結	時期	2024年12月下旬（予定）

3 入札参加資格

参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、2024年12月11日（水）とする。

一般的事項	次に掲げる要件をすべて満たす単体企業であること。 (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。 (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。 (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
-------	---

4 交付書類一覧

	交付	名称	交付方法
入札公告	○	1 入札公告	協会ウェブサイトよりダウンロード
様式関係	○	2 質問票	
	○	3 入札書	
	○	4 委任状	
	○	5 使用印鑑届	
	○	6 辞退届	
	○	7-1 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）	
	○	7-2 持続可能性の確保に向けた誓約書	
	○	8 暴力団排除条例に基づく誓約書	
契約関係	○	9 契約書等（案）	協会ウェブサイトよりダウンロード
仕様書等	○	10 仕様書類 ・仕様書	

5 提出書類一覧

(1) 入札時に提出するもの（提出書類に不備や漏れがある場合入札書を無効とします。）

書類名称	備考
入札書	様式 3－1、3－2（代表者以外が申請する場合は、委任状（様式 4）の添付が必要です。）
使用印鑑届	様式 5
印鑑証明書（原本）	発行日から 3 ヶ月以内のもの
委任状	様式 4（該当者のみ提出すること）
持続可能性の確保に向けた取組状況 について（チェックシート）	様式 7-1 ※入札までにエクセル形式で、電子メールにより提出すること。

(2) 事後審査時に提出するもの（落札候補者のみ）

書類名称	備考
持続可能性の確保に向けた誓約書	様式7-2
暴力団排除条例に基づく誓約書	様式8
登記関係書類等（写し）	① 登記(履歴または現在)事項全部証明書（1 部） ・ 法人の場合に提出すること。 ・ 発行日から3カ月以内のもの。 ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部） ・ 個人の場合に提出すること。 ・ 発行日から3カ月以内のもの。 ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。 ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部） ・ 個人の場合に提出すること。 ・ 発行日から3カ月以内のもの。 ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
本店管轄の都道府県税の納税証明書（写し）	全税目の「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。（金額等が記載された証明書ではありません。） ・ 発行日から3カ月以内のもの
本店管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）（写し）	「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式：その3（その3の2、その3の3でも可） ・ 発行日から3カ月以内のもの
財務諸表（写し）	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。

6 手続き先・問合せ先

内容	手続き先・問合せ先
入札契約関係	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局財務部契約課 <u>e-mail : keiyaku@expo2025.or.jp（担当：池）</u>

7 契約手続等

(1) 契約書

協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。（詳細は[こちら](#)からもご確認いただけます。）

落札者は、協会の指定する期日内に電子契約の手続きを完了しなければならない。但し、協会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に電子契約の手続きを完了しないときは、落札者としての権利を失い、協会は契約を締結しないことがある。

（なお、紙での契約書作成を希望する場合は、契約書に記名押印する方法とし、期間等については電子契約と同様の取扱いとする。）

(2) 契約保証金

ア 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

一 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

四 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

七 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

八 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(3) 落札者が、契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者は契約せず、イに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 入札参加資格に掲げる要件を満たさなくなった者

イ 契約の相手方としてふさわしくない場合

(4) (3) ア又はイにより、契約を締結しなくても、協会は一切の責めを負わないものとする。

(5) 著しく低い価格で落札され協会が必要と認める場合は、落札候補者へヒアリング等の調査を行うことがある。

8 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

9 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、参加申請等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申請又はその他の資料に虚偽の記載をした者には、入札参加停止を行うことがある。
また、入札参加申請又はその他の資料に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 落札候補者が期日以降に入札参加を辞退した場合、入札参加停止を行うことがある。
- (4) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。
- (5) 入札執行の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、協会ウェブサイトを定期的に確認すること。なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、協会は一切の責めを負わない。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び刑法(明治40年法律第45号)等を遵守すること。
- (7) 本入札に係る手続きについて協会と入札参加者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (8) 入札過程の透明性を確保するため、全入札参加者名及び入札金額を協会ウェブサイトにて公表する。

以上